

平成 23 年度第 3 回市民協働推進委員会会議概要

日 時 : 平成 23 年 8 月 31 日 (水) 10:00 ~ 12:00
会 場 : 市社会福祉センター地下会議室
出席委員 : 名和田委員長、浅野副委員長、長谷川委員、寺田委員、木田川委員、伊藤委員、
小林委員、渡辺委員、角田委員
事務局職員 : 有澤市民部長、小林自治人権推進課長、江波戸主幹、近田主査、石原主査補、
小田主査補、橋本主任主事、高柳主事
傍聴者 : なし

議題

- (1) 平成 2 3 年度事業報告会等について
- (2) 地域まちづくり協議会について

1. 開会

事務局：会議に先立って事務局より報告と事務連絡。当初はまちづくり協議会についてと、自治会・町内会の補助金の意見交換、事業報告会について予定していたが、時間の都合上自治会・町内会の補助金については後日に回す。まち協については非公開。順番を変えさせていただき、その他を公開部分の次に持って行き、その後非公開部分に入る。傍聴人の入室のタイミングについては委員長にお任せしたい。本日の会議は 2 時間程度を予定している。

2. 委員長挨拶

委員長：夏休みの最後の日と言いたいところだが、文科省の判断で小学校はもう再開している様子。本日は忌憚のないご意見をいただきたい案件もある様子なので、じっくり進んでいきたいと思う。よろしく願いしたい。

事務局：進行については委員長をお願いしたい。

(1) 平成 2 3 年度事業報告会等について

委員長：本日の会議は地域まちづくり協議会について以外は公開。時間的にはまちづくり協議会について本会議のほとんどを占めている。非公開部分が長いと、傍聴人に不便な

ので、公開部分をまとめて先に回したい。本日の出席委員は9人。半数の委員出席なので、施行規則により本会議は成立している。事業報告会について事務局に説明をお願いする。

事務局：23年度事業報告とは直接関係は無いが、こどものあしたプロジェクトのチラシが出来たのでご覧いただきたい。団体から委員の皆様にもチケットを購入して見に来ていただきたいという要望があったので、説明させていただいた。

本題に入らせていただく。市民協働推進講演会については、講演会と報告会を併せた形式で年度末に実施している。市民協働条例が施行されてから現在までの4年間で4回行われている状況。実施日時、事業名、会場、内容、講師、参加者と言うカテゴリー化している。平成19年度から平成21年度については、講師による講演と市民協働条例に基づいて選定された市民協働事業、地域まちづくり事業の、各採択団体から事業報告という構成になっている。平成22年度については、講師の講演の他、ソーラン踊りの公演も行った。さらに、平成22年度採択団体からの報告はブースを設け、その前で3分間の説明をしていただき、来庁者の方に直接見ていただける形をとった。これまでの目的と手段をもう一度精査いただこうと思い提案させていただいた。

市民協働条例が施行されてから、広く市民に周知し、まちづくり活動に繋げていただくことを目的としている。その目的のもと、講師による講演会という形をとり、これまでの実績として、平成19年度から22年度まで58人から176人という参加人数の実績がある。

報告会については、市民に活動内容を説明していただく機会を設けることが目的。市側は採択した事業についてより広く市民に周知して、また来年度の協働事業に繋げていただきたい、きっかけとなって欲しいという目的がある。各団体の報告手段として、口頭での事業報告や、ブースを使つての実績報告を行っていただいた。より目的達成に近づくようなご提案、課題を含めたご意見をいただきたい。この場で提案できない場合は、用紙も用意したので、必要に応じて後日提出するという形もとらせていただく。

委員長：質問、意見があれば頂きたい。事務局の問題意識は、振り返りたいということか。

事務局：委員からの課題点として、やはり参加人数の部分が多い。目的に照らした時に、手段、課題意識として欠けている所について、講師の選定についてなど、きっかけとしての入り口という視点から、手段を見直していただいて改善していきたい。

委員：昨年度は非常によかったと思う。内容は今年も同じ形式でやってみたらどうかという思い。動員について。あれだけやってもやはり少ない。市民協働を前面に出すと、なんとなく堅い。まちづくりという大きな意味で多少名の通った先生をお呼びして、地区

社協に対しても動員をかける。地区社協もテーマによれば出てくると思う。ある程度意識的に、人数を集めるという作業をやるべき。

委員：私も同じ意見。去年はブースを出した団体が市民協働事業の採択団体だけだったが、出来れば卵の団体も参加できるようにして欲しい。今後採択団体になりやすくなるというニュアンスも出して、他の団体も出てくるようにした方が良い。次年度以降申請する団体を育てたいのだから、ブースを出して頂くという形にして動員人数を増やすのはどうか。ただ見学と言うことで広報しても皆忙しく、なかなか難しい。また、物販して集金できるということにすれば、より参加率は上がるのではないか。

委員：事務局として、去年形を変えたことについての振り返りをどのようにしたのか聞きたい。運営側の意見を事務局としてどのように振り返りをしているのか話を聞かせていただきたい。

事務局：アンケートはしたが、結果分析はしていないので、今後データ提供していきたい。

委員長：アンケートの集計と並行して意見を集めるということかと。昨年度司会の渡辺委員はどうか。

委員：司会2名で掛けあいをしながら紹介をしていくという流れだった。時間的に、少し駆け足の紹介をした記憶がある。来客数はやはり少ないと感じた。きっかけに関しても、どこをどれくらい集めるのかというのが重要。市民協働を知らしめるために、お祭りに行って団体を増やすと、見に来る方がどれだけいるのかという心配もある。集客をどうするのかということが一番に考えた方が良いと感じている。

委員：一昨年以前の、一方的に話を聞くという形は時間が長く大変だったが、団体によっては聴きごたえもあるいい所もあった。去年はイベントの要素が多かったので、自分からブースに行かないと何をしているのかわからなかった。また、身内の人間しか来ていない印象が強かった。去年の方が参加しやすい形にはなったと思う。

委員：協働事業報告はブースに展示しているのだからしなくて良く、協働したメリットなどを集中的に短く話してもらった方がスムーズに進むし、楽しくなる。まち協の所が固くなってしまうので、明るく進められるようにしてほしい。やると楽しいというのが伝わるように。

委員：イベントとして加わると、実際にこんなことをやっているというのが伝わりやすい。

委員：周知徹底する方として、広報、チラシ以外に何かするか。

事務局：ホームページ、ブログなどを用いる。

委員：チラシは通常回覧文書として回るが、回覧と同じような文書一枚としてしかとらえられていない。自治会協議会あたりにもっと強く声をかけて、実際に見てください等、直接訴える方が良いと思う。

委員：去年は雰囲気的には良いと思った。広報に出ているにもかかわらず興味のない人は来ない。まちづくりの活動をしている方々を来させる為には、他と一緒にではなくて、何か強調点を作るべき。まち協を今後広げて行くのだから、団体や地域に働きかけていけばもう少し盛大なものを出来るのではないか。

委員：団体側が報告するという部分は初回からある程度形が出来ている。出来ていないのは、周知を徹底するという部分がどうしても達成できていない。一つの講演会や報告会をここだけで行っても、興味のある人でないとなかなか集まるものではない。ボランティアをしているとサポートセンターからバラバラに助成金の情報が来る。例えばだが、そのような情報を、一年間通してこういうことがあるということをサポートセンターがこの場に来て、メリットなどを広報するのはどうか。サポートセンターの存在意義をこのイベントに取り込むべき。登録団体に興味のある人が、団体の育て方やお金の使い方を、先行事例を見ながら、わからないことはサポートセンターに聞くというかたちで、一緒に出来たら良い。

委員：サポートセンターが勉強会を独自に行っているが、それには団体が参加しているのか。

事務局：それは、どちらかと言うと団体間の出会いの場と言う色が強い。通常の相談の中で承っているが、そちらも民間の助成金をどのように受けるかと言うことに特化したものではない。

委員：ちば市民活動・市民事業サポートクラブの牧野氏と連携してやっていた記憶がある。

委員：今年の報告会の議事録があると良い。色々な意見が出ていたので、それは必要だと思う。

委員長：データを集める一環としての意見交換の場のようなので、みっちり交換するとうちは後日設け、今回は印象に残っていることを申し上げていただくという場に。

委員：まちづくり協議会については私の住んでいる所はこれからという段階。これから立ち上げようという所に知ってもらおうということをやっていくべき。ターゲットを絞った集客を行っても、去年のような感じならば良いと思っている。講師もまちづくりという点で参加者が勉強になるような人選が良い。

委員長：まちづくり協議会のラインでの集客と、市民活動系で不特定多数の方を集めるというラインで、二つの性質が混じっている。行政組織も交じっており、自治会活動と市民協働を同じ課でやる所が他の自治体でも多い。実際、これを同じ課で行うことは難しい。理想的には大きな意味があるが、ニーズや行動パターンが違う。

事務局：昨年度、講演会の終了後の委員会で委員からいただいた意見やアンケート結果は、次回の会議で報告させていただく

委員長：講演者について、人寄せパンダのような講師を呼ぶというのはお金がかかるばかりで実効性が無く、意外と集まらない。あるいは講演をやらなくてもよいと思う。実質で選ぶべき。これは個人的な意見。次にその他について入らせていただく。

事務局：その他について連絡と報告。次回の委員会は現段階では9月末から10月末を考えている。1点目としては、24年度の行政提案型事業のテーマについての調整と選定。2点目としては、23年度の市民協働事業の推進にかかわる事業報告会について予定している。日程と会議内容について現時点で不確定な話しか出来ず申し訳ない。確定した段階で改めて連絡したいと思っている。

委員：スケジュールについては？

委員長：皆さんの仕事の入れ方のタイミングに依るが、今日程調整した方が良いのか。事務局の進捗状況としても、きちんと準備が進められないというのがあるのかと。今駄目な日を出しても後で都合のつかない日が出てくるため、結局駄目になるのではないかと。

委員：なるべく参加したいと思っているので、あらかじめ伝えておきたい。

事務局：市民協働推進委員会以外に、各地区自治会・町内会等連合協議会、自治会長の集まり、市民憲章等が土日に入って来るので、この日はふさがっていると把握している部

分を除いて、事前にお聞きするというのはどうか。進捗状況によって前後することは出てくるが、そちらでよろしければ、ご都合の付く日をメール若しくは文書でお願いし、回答をいただく。会議が近付いた段階で改めて日程調整が必要になって来るということもご承知置きいただきたい。

委員：わかった。

(2) 地域まちづくり協議会について

事務局：地域まちづくり協議会については、ユーカリが丘の地域まちづくり協議会から提出された認証申請について、市の判断として不認証としたことに伴うもの。認証の申請のあった団体については、複数の小学校区が隣接する自治会も含めたユーカリが丘地区全体での認証申請と言うことで、認証条件を満たしていなかったために不認証にした。こういった経緯も踏まえ、意見をいただきたい。まちづくり協議会のあり方も含めて意見を伺うという観点から、公開で行うというのが望ましいという気持ちもあるが、会議において委員各位に忌憚ない意見交換が出来るようにと言う点と、不認証になった団体の活動についての是非ということだけではなく、団体にとっても不利益をこうむる事柄も論じられることが予想される為、委員長と相談し非公開とさせていただいた。この後、佐倉市のまちづくり協議会の現状について説明させていただき、地域まちづくり協議会の方向性ということで、ユーカリが丘まちづくり協議会から上がった申請とそれに対する認証、それに対する質疑応答をさせていただく。その後、名和田先生にお話をいただき、これを受けて意見交換と言う流れで進めさせていただきたい。協議結果について、事務局が会議録を作成し、内容を確認いただき、支障の無い範囲部分は公開するということも考えている。平成19年1月1日の市民協働の推進に関する条例の施行から、今年で4年目が経過し、この間に4つの地域まちづくり協議会が設立され、地域課題の解決の為に活動を行っている。市内各種団体の地区割について記載がある。それぞれの小学校区の関係団体を一覧にさせていただいたもの。現在まちづくり協議会の制度の利用も含めて設立協議を行っている地区は、2小学校区の区域を対象として、昨年度から中志津自治会等が動いている。その他では内郷小学校区で平成21年度から連協や地区社協で説明をし、3月には関係団体を交えた意見交換を行っているところ。まちづくり協議会の会議の設定についてもお願いをしている。西志津小学校についても同様の話し合いが行われている。下志津小学校区、染井野小学校区、山王小学校区についても要請に応じて説明に伺っている。まち協についての市の基本的な考え方については、地域まちづくり協議会とは、という資料をご覧いただきたい。地域まちづくり協議会の基本的な考え方として、イメージ的なものを記載している。中心となるのは、市と目的を共有す

る課題解決のために実施する事業に対して、人的、金銭的な支援を行うもの。活動区域は小学校区を原則として、概ね人口5,000人から10,000人程度として設計している。要件を満たしていれば、複数の小学校区での設立も可能。エリア内の自治会の三分の二以上が構成団体となっていることと言うのが要件。行政と目的を共有する、身近な地域社会における公益的なソフトの事業を想定しており、ハード面でのまちづくりはない。基本的な考え方について説明を簡単にさせていただいた。

委員長：今から我々が議論することは、一般論と、不認証と市が判断したユーカリが丘まちづくり協議会の点である。議論の前に、質問はあるか。

委員：今まで出来たまち協が全て単一小学区区だったので、まち協は小学校区で切っており、場合によっては自治会が割れる場合もあると判断していた。そうでないのであれば、同じ学校に通っていながら、ある子はこのまち協、他の子は片方のまち協と言うことも出てくるのか。

事務局：まず、単一の小学校区の場合の設立について説明する。小学校区内の自治会、その構成団体の三分の二以上が了承しているということが設立の要件。隣接する自治会においては、小学校区外であっても、今までの歴史的経緯の中で小学校区と昔から活動していたというの中にはある。承諾さえ得られれば、隣の小学校区の協議会に加入することも可能。ただ、原則的に複数の小学校区に自治会が加入することはできない。Aまち協、Bまち協とあって、1つの自治会が2つのまちづくり協議会に属することはできない。どちらかのまちづくり協議会に入らせていただく。複数の小学校区について、条例制定時から要件があり、単一の自治会だけではなく、歴史的経緯から割れない所もある。中志津がまちづくり協議会の設立に向けて動いているが、その部分の中で、中志津自治会という1つの自治会の中で、2つの小学校区がかかっている。中志津自治会は2,900世帯あり、下志津小学校区と南志津小学校区に分かれている。これを2つに分けるというのは実質的に合理的ではない。複数の小学校区が合わさって1つのまちづくり協議会を設立する場合でも要件を満たしていれば認証できる。

委員：地区社協の名前が違っているので訂正して欲しい。志津北部地区社協と言うものはなく、志津地区社協、南部は志津南地区社協。佐倉西部は城の辺に変わった。

委員：青少年相談員の所も混ざってしまっている。

事務局：基本的に、どちらにも合致する場合には複数箇所に入れさせていただいている。例えば、佐倉西部地区の連合協議会の所では中学校は佐倉中となっている。東部では佐

倉東中と佐倉中、内郷地区は佐倉中という形で、またがっている部分についてはどちらかにまとめるのは難しかったので、同時掲載した。

佐倉市のまちづくり協議会の現状について話したが、続いて、ユーカリが丘のまちづくり協議会から提出のあった認証申請は、5月19日付で複数の小学校区を併せた認証申請があった。まちづくり協議会の認証については、要綱の認証要件を全て満たす必要があるが、複数の小学校区を併せた区域で、1つの地域まちづくり協議会を構成する自治会等の加入世帯数の合計が要件を大きく越えているため、まちづくり協議会の要件を満たしていないということで不認証とした。この経緯として、法務担当とも話し合ったうえで、委員各位に集まってもらうまでもないという見解の中で、市として申請団体に対して不認証の通知をした。

その後、7月22日付けで、まちづくり協議会の申請不認証に対する質問が改めて提出された。7月29日付で回答をしている。ユーカリが丘自治会協議会、ユーカリが丘の地区社協全体で、任意の団体として設立されて申請を受けた。8,000世帯を超える規模の区域ということで、志津小学校、小竹小学校、青菅小学校に加え、上志津小学校、井野小学校との協議が必要になって来る。要綱の要件で言うと、市内の全ての自治会加入世帯の合計を市内の小学校の数字で割った数の二倍を越えない数が基準。かなり大きく基準を上回っており、認証できなかった。また、現在区画整理が進んでいる地域は、概ね2,000世帯程度の増加が見込まれる。規模の肥大化は避けられない。回答部分について。こちらについては、不認証に対しての質問という形で出されている。概略は、何故認証できないのかというのを項目分けて質問するという形になっている。その点に関する市の考え方も、資料に記載させていただいた。市民意識調査で、一体感や身近さを感じられるコミュニティの範囲として、平成16年度の調査では町内会・自治会と小学校区内までの範囲と回答いただいたものが合計で59.3%だった。平成21年度での調査では67.6%ということで、少しずつ増加している。委員会でも、毎年市民協働の推進に関する条例に基づいて、採択した団体の事業に対して事業評価を行っていただいている。まちづくり協議会を取り組む団体の設立が遅々として進んでいないというご指摘をいただいているが、制度の見直しについての意見はない。こういった理由から、市として現時点においてはまちづくり協議会制度そのものに問題があると考えていないため、現在の制度を維持していきたいということで回答させていただいた。今後のまちづくり協議会の方向性の部分で、ユーカリが丘まちづくり協議会から申請された認証に対しての不認証、質問に対する回答、市の現状の考え方について説明させていただいた。委員長のお話の後、意見交換ということで忌憚ない意見をいただきたい。

委員長：これまでまちづくり協議会について委員会でのどのような議論が行われているか認識していないため、肝心のポイントだけ述べる。市域をいくつかに分け、住民代表的な組織を置く仕組みを都市内分権、自治体内分権、あるいは地域内分権などという。前身

を辿れば70年代くらいからあるが、今世紀に入ってかなりこの動きが加速している。全国の自治体の3割くらいがやっているのではないか。2004年に地方自治法が改正されて法律上の仕組みが出来た。法律を使っている自治体はそれほど多くない。地域コミュニティを振興するために法律上の仕組み、地域自治区制度を使っている所は6,7の自治体。他の大部分は佐倉市のように条例を作って根拠付けるか、又は条例を作らずに、政策として市域をいくつかに分けてコミュニティ組織を作ってもらおうということを行っている。

外国にもこのような形はたくさんあり、ドイツが一番法律的にはかっちりしている。それらと比べると、日本の最大の特徴は、協働という点にある。ドイツ等は協働しない。全て行政が行う。私の考えで、それと非常に関連しているのは、区域が小さいということ。ドイツの都市内分権の区域は大概数万人。ブレーメン市の場合は中小規模だが、それでも2,3万が普通。日本では小学校区が定番。なぜ日本の区域がこんなに小さいのかという大きな理由は、協働の仕組みがあるから。自分で動いていただかなければならないので、あまり大規模では動かない。日本の全国的な状況から考えて、この話し合いの中で意味があることは、小学校区が日本の定番になっているが、小学校区が日本の場合何かと言うと、昭和の大合併の時に消えてしまった町村。昭和の大合併の時に消えてしまった町村が何故小学校区なのかと言うと、さらに遡って明治の大合併の時に出来た町村。明治の大合併というの、日本国民に小学校教育を受けさせなければならぬので、小学校を経営できるような町村になって欲しいということで行われた。明治の大合併の時に出来た町村と言うのは基本的に小規模な町村は小学校区そのもの。これが昭和の大合併で消えることになるので、基本的に旧町村と小学校区は一致することになる。

昭和の大合併の時に、今まで慣れ親しんできた地域経営システムが消えることになる。町村としての地域経営システムが奪われていく。これでは困るということで、農村で言う区、都市圏では連合自治会等、単位自治会が協議をする場が作られた。したがって、地区と小学校区が一致していることが多い。今でもぴったりと一致している自治体が日本には沢山ある。小田原市等が例。佐倉市があまり一致していないのは、いろいろな歴史的経緯があったからと思われる。人口が増加したこともある。小学校区と連合自治会の区域がずれた時にどちらをとるのかというのが大きな問題になる。どちらかと言うと、連合協議会のエリアをとっている。小学校区と言うのは単なる通学エリアなのでシステムがあるわけではない。通りが良いので小学校区と言う名前で行われているが、実際は連合自治会の区域。ただ、人口が適正な規模であるという前提がある。

地域自治区と言う制度があると言ったが、それが最も見事に運用しているのが宮崎市。宮崎市では分布傾向がある。やはり連合自治会が2つ入っているとうまくいかない、大きすぎるので分けるという傾向にある。現在宮崎市の地域自治区で一番大きいのは赤江で、人口が50,000人もいる。取り組みが一番遅れていたのが赤江で、内部からの不満が多く、分けるという話になっている。

この手の都市内分権と言う仕組みの中で、出来方が大きく分けて2つある。上から一気に行政の仕組みとして作るというやり方。もう一方は佐倉市のように民間組織として地域を良くしようという動きが地域全体の動きとして出来た時に、申請をもらって市長が認可するというやり方の2点ある。民間団体として条件の合う所から少しずつ作っていき、会長が市長から選任された代表として、公的に認証するというやり方をとっている。佐倉市は後者。協働の仕組みなので、条件のある所で、皆で合意形成された所から少しずつ出来て行くということになる。

この仕組みを作った場合の懸念事項として、同じ地域に2つ団体が出来てしまわないか、というのが条例制定の際に挙がったのではないか。そのような事態は好ましくない。これを避ける手続が市長による認証。地域がまちづくりを出来る環境になっているかということを客観的に判断する。要件を定めたのが条例、施行規則、要綱。それに従って今回不認証にしたのではないか。法律的には問題は無いが、委員会としては地域まちづくりとしてどういう意味があるか論じていただきたい。法律に則っているから良い、と言うのではなく。人口が急増しているということを考えざるを得ない。ソフト事業とハード事業で言うと、ハード事業についてコミュニティ組織を作ってもらおうという方法をとる自治体もある。1980年代に神戸と世田谷がまちづくり条例というものを作り、その後小泉改革で規制緩和を皮切りに、93年の真鶴町をはじめとして非常に多くの自治体がハードのまちづくり条例を作っている。地元でハードのまちづくりをやるという住民組織を認定するという仕組みがある。佐倉市のような都市内分権制度と比べると、色々な面で特殊性が出てくる。区域も小さくなり、ハードのまちづくりは市有財産権に対する注文なので、認定要件も非常に厳しい。理想としてはコミュニティレベルで色々なことを話し合っ決めて行くということは良いことだが、ハードとソフトでは違いがある。佐倉市がソフト事業を念頭に置いて考えているというのは、現時点で合理的な制度設計ではないかと思う。以上が専門家として考えていること。委員会の市民としての目線で、様々に意見交換をお願いしたい。

委員：私も根郷に加入しているが、15地区でも多いと感じている。当初は根郷地区社協や民事協のエリアもあるため、何故またもう1つエリアを作らなければならないのかという議論もあった。新しくエリアを作るのかという話もあった。しかし社協や民事協のエリアでは、防犯、防災に関してそこまで広がるとフォローしきれず、小学校が避難区域になっているので結成することになった。規模と言う面は、まちづくりをやる協働の仕組みの上では、やはり大き過ぎると思う。自治会で防犯等色々なことを行っているが、地区の中での見回りにしても、子どもの交友範囲である小学校区にした方が良い。4,600もとても大きな数字だと思うので、この大きさは問題だと思う。

委員：規模の話があったが、地域の特性をある程度考慮しなければならない。ユーカリの

まちづくり協議会、地区社協と言うのは積極的にまちづくりしている。ある程度その地域、そのエリアで考えないといけない事情があるという感じがある。平均世帯数の2倍という判定基準の数字も、佐倉市全体の数字を単純平均している。これは少し無機質的で、意味が無いのではないか。人口密集地帯の特殊性を無視する危険性がある。人口構成からして、まち協を立ち上げるような人材の頭数も、集められる所と難しい所がある。ある程度市民の流動性がある地域性を考えないといけないのではないか。大きさが大きいから認可しないというのは、基準として融通がきかない、あるいは地域性を無視している点があるのではないか。規模が大きいものを認可して、駄目だったら分裂するというプロセスがあっても良いのではないか。

委員：詳しいことはわからず、一市民として思うことだが、58年に山万が開発していくにあたり、学校の区域等の細かい区域でなく、トータルで考えて行くという山万のビジョンを基に、地区社協や商店会等が連携して街づくりしようという土壌がある。学校間のPTAも繋がりがある等、催し物がある地区の中にある。それを敢えて細かく分けなければならないという市側の方針が良く分からない。何故、市民側と一緒に作っていきこうという気持ちを汲んであげないのかという気持ちが強い。人数的に確かに多いが、昔から皆で協力してやっていきこうという考えが育っている所を、敢えて市が分けなければならないのか理解できない。今までユーカリが丘の地区社協等が連携してきたことは認めてくれているのか、というのが率直な意見。

事務局：大前提として、今回のユーカリが丘のまちづくり協議会を認めてないということでは決していない。しかし、佐倉市では地域まちづくり協議会を作る時に、各まちづくり協議会にこういう性質をもっていたきたいということを決めた中で、小学校区を基本的な単位として規定している。ユーカリが丘まちづくり協議会がやることは非常に良いことだと思うが、条例上の認証が難しい。

ユーカリが丘まちづくり協議会設立の段階から担当職員が何度も訪れ、佐倉市の考えているまちづくり協議会について、そして現状の規模で設立をされてしまうと、条例上の認証は非常に難しいということ説明し、任意の団体で設立するということになった。

それが、5月になって認証申請があったという点に齟齬があった。申請のある事業を実施することについては全く問題が無く、市としてもうまくいくように願っている。ただ、条例上の市の考えている所とは若干違う。

補足として、地域まちづくり協議会は佐倉市が地域コミュニティ施策の1つとして進めさせていただくもの。その部分の中では、ある程度市が想定されている地区に合致するものを認証している。市が考えているものとしては5,000人から1万人程度で、地域の皆様方プラス、関係団体も入って、お互いの持つそれぞれのノウハウを生かしながら地域課題の解決の為の事業の展開をしていただく。それぞれの団体の活動を認め合

うのが前提条件。認証にあたって相談を受けた時にも、複数の小学校区でやる場合にはこのような要件があるということ、また小学校区ごとのまちづくり協議会を設立して、単位まちづくり協議会ごとに事業をする他に、まちづくり協議会同士が連携して実施する事業も可能という説明をした。最終的には全体の中でのユーカリが丘というまちづくり協議会を立ち上げるということだった。任意の部分で、市の認証を受けないで活動されるということであれば、市は干渉しないというお話しした。認証に関する要件については、要綱の抜粋をご覧いただきたい。第4条第2項第1号の中で、加入世帯数の合計を市内の小学校の数で除して得た世帯数の概ね2倍を越えない時というのがまず1つ。それ以外にも、第4号までの要件を全て満たすというのが条件になっていく。すでに第1号の段階で大きく越えていたため、先程この部分について説明した。第2号から第4号の要件も全て満たした段階で、市民協働推進委員会の意見を聞くということで要綱に記載している。

委員：ユーカリは、商店街が3つから1つになった。地域振興組合と言うのを作り、全地区が一体となって県等に補助金を求めたりしている。確かに要件に合致はしないが、認定はしない中でそれぞれが協議会を作って、それがまた連合会を作るという話もあったので、私としては1つのまちづくり協議会と言うのは巨大すぎるので、社協の4ブロックなど、地域の割り振りがあるのでそれぞれが作っていただいて連合会でまとまるという方法が良いと思う。歴史的な所からすれば4ブロックの中でやるのが良いのではないか。

委員：我々の地区も小学校1つ、中学校1つと言うことでまとまりやすいので市から勧めがあった。動きが進まないのは、やはり各自治会で温度差があるから。ユーカリが丘については平成19年度くらいから動いて、先行していると聞いていた。自治会協議会の会長の時にどういう現状か聞いたことがある。水道道路から印旛沼までの広い地域なので、温度差が激しく、まとまらないということだった。4つに分けても温度差は埋まらないので、ユーカリが丘全体の利益のためと言うことで1つにまとめてしまおうという発想になったのでは。折角分けられているので、これを各自治会協議会、社協で1つ1つのブロックと言うものを力を入れて進められればこの申請は無駄なものではない。この後、新たに練り上げてもらえればと思う。

委員：未加盟の地区があるが、これは何故か。外れることによってデメリットは無いのか。

事務局：活動の考え方に対して、疑義を持つ自治会が外れたとのこと。三分の二以上の認証があればまちづくり協議会の成立は出来る為、こちらから確認はとっていない。

委員：お互いのメリットデメリットの話はしているか。

事務局：メリットデメリットの話はしていない。市としてまちづくり協議会の認証について説明に伺ったことはあるが、設立にあたって内部がどのような状況だったか把握していない。ユーカリが丘と言う部分については、駅前の都市部と印旛沼近くの古村で温度差があるということは色々な所から伺ってはいる。

委員：未加盟の地区は都市部か。

事務局：昔から住んでいる人もいれば、開発に伴って住み始めた人もいる。隣接地区は昔ながらの古村。

委員：不認証という結果は結成に向けて動いている人にとっては残念かもしれないが、仕方ないのではないか。やる気があるというのであれば、それだけ大きな企業がついているのだから、市の認証を得なくても出来るのではないか。

委員：地域まちづくり協議会として、自分の町としてとらえる時に、ユーカリ全体を自分の町としてとらえられるかという疑問がある。現在4ブロックで分かれている地域の必然と言うものがあると思うので、これが適切な大きさかわからないが、4ブロックがそれぞれまち協を作って、その上に上部組織を作るということでも良いのではないかという思いがある。

委員：先程の意見であったように、隣同志の自治会でもかなり温度差がある。小規模でものを考えると言うのは、1つ1つの自治会にスポットを当てて、意見を出し合うということ。小規模での意見交換は大規模のものより意見が多く出て、隣のニーズが良く見えてくる。顔と顔が見える助け合いが出来る範囲が条例で定めた小学校区だと思う。

事務局：先程から小学校区の話が出ているが、市のコミュニティ施策の一環として進めると言う中で、まちづくり協議会自体が、地域の人が集まっていただく、話し合いの場を確保するという側面もある。行う事業について皆さんに集まっていただいて話し合って決めていただく。人数が多くなると上の方だけで決めてトップダウンで下がやるだけになってしまう。そのような事態となるのを避けるために条例に規定されたという点もある。

どのような事業を行うかというのを別添に示させていただいている。市が進める街づくり協議会はソフトであってハードではないという話をさせていただいたが、ユーカリのまちづくり協議会はハード部門の事業展開が記入されており、市の提唱するソフト事

業のものとは性質が違う。この点は認証を受けずに任意の団体として運営するのであれば、市としてどうこう言うことはないが、やはり市が認証するということになると、認証するにあたって確認事項になる。

委員長：委員会によって結論を出さなくてもよい。認証については意見が必要で、不認証の場合は意見はいらぬのか。

事務局：認証する場合には市民協働の推進に関する要綱の要件を全て満たした後に、委員会に諮ることになっている。複数の小学校区にまたがる認証の場合、隣接する自治会町内会が複数の小学校区に加盟するという話になると、隣接するまちづくり協議会が無い場合には、連合協議会と調整する必要がある。同じ認証に関する要綱の部分で、前条に触れられているので確認していただきたい。

委員長：この委員会として結論を出すことは無く、不認証するにあたって意見することも無いので、行政側に参考になる意見を多様に述べるのみ。私もこの種の研究をしているので、現場で市民の皆様の意見をずっと聞いていたのだが、時間が来ているのでそろそろ終わらねばならない。他に何かあるか。

委員：祭りがあって神輿が担げる。仲間がいて、話が出来て、という側面もある。ユーカリが丘では大きなお祭りがあるが、それ以外でも小竹や青菅でもお祭りはあるはず。各地域でお祭りがあり、古村と都市部とのニーズなどが変わって来るので、それをまとめるのは難しいのではないかと。全体でまとまる前段階のまちづくり協議会が造られても良いのではないかと考えている。

委員長：数だけで不認証にするのはどうなのかという、行政手続き上の疑問は出された。地区で言うと4ブロックで活動しているので、その地区で作るのが適正規模なのではないかという意見もあった。この点について私は土地勘が無い中で、理論的に考えられる範囲で意見を述べる。佐倉市は自治会の加入率も高い。地域の話し合い、合意形成ということ信用していて、その上で、数で客観的に判断しているという制度設計と捉えられる。数だけと言うと腑に落ちない表現になるが、行政として市民を信頼して中身をそれ程とらなくて済むように数にしていると。数も優位と言えれば優位な判断基準。数では判断しないとなると、中身で判断しなければならないという話になる。民間団体として成熟したものを、申請してもらって市長が認定するというかっこうの仕組みなので、市長が認証するとき責任もつてするためには、他の自治体では賛成者がどれくらいいるかなど名簿を出してもらっている。条例でも地区住民の大多数が支持していることが認められる、と言う文言が記されている。そういう実質的に審査する手続きを入れ込むことになる。今のところ

佐倉市役所ではこの仕組みがまだ出来たばかりだという点もあり、大きな問題は無いと考えているのだと思う。数だけが判断基準ではおかしいという話になれば、中身を精査することになる。あまりやると介入になるが。地域で民主的な話し合いが行われて、作ろうと言う意識が高まっていることを何らかの形で審査して認定する制度にするという道もあるのではないか。

委員：ユーカリの場合はデベロッパーが主導になっているのではなく、役員が懸命になって山万を巻き込みながら活動している。山万の施策の上に成り立っているのではないの私には知っている。デベロッパーと一緒に地域づくりをするというスタイルは、佐倉では他にない。もし不認証と言うのであれば、徹底的に推進している者と話し合ってもらいたい。ここを認証したからと言って、他の地域で大きな反対が噴出することは無いと思う。ユーカリの場合については、少し特殊な考え方をしてもらいたいというのが私の意見。

委員長：本日の意見は議事録で会議録として取りまとめる。非公開部分についても、なるべく差し支えのない部分については公開とする。議事録署名人の指定を行う。議事録署名人は長谷川委員にお願いする。委員会は以上で終了する。

平成23年12月7日

委員長	名和田	是彦
副委員長	浅野	訓子
議事録署名人	長谷川	大美